

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

1. 推進事業（全取組共通）

事業費	45,708,000 円（うち交付金 45,708,000 円）	都道府県名	新潟県
	うち地域提案メニュー分	事業実施年度	平成20年度
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）			
経営力の強化	1 安全・安心な消費者ニーズの高まりとポジティブリスト制度導入に伴い、農薬飛散防止等の適正な農薬散布技術の普及が必要となっている。 2 耕作放棄地が増加傾向にあり、中山間地域等での耕作放棄防止や営農発展に向けた取組が必要となっている。 3 多様な担い手の一つとして団塊の世代等の離職就農が重要な役割を担いつつあるため、その確保が必要となっている。 4 Uターン等による新規参入希望者や最近就農した者からは、弾力的な研修日程やカリキュラムにより、農業経営に必要な基礎知識や実践的な技術修得を求める声強い。		
課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）			
経営力の強化	1 食の安全・安心の確保等を的確に推進するため、地域農業を担う人材に対して、農産物に対する農薬飛散防止に向けた普及活動を実施する。 2 中山間地域等の耕作放棄拡大防止と農地の効率的利用に向けた営農体制整備や技術構築等の支援活動を実施する。 3 団塊の世代等で農業の経験や知識のない方に対し、農作物生産技術に関する知識や技術の修得を支援し、県内外の離職者の本県における就農を促進する。 4 新たに就農を希望する者や最近就農した者の希望に沿って、農大での年間研修スケジュールやカリキュラムを個別に組み立て、本格的な農業経営の開始に必要な知識・技術の修得を支援する。		
都道府県における目標関係			
政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況
			計画時（平成19年度） 実施後（平成20年度） 目標（平成20年度） 達成率
担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成対策の推進	基本構想水準達成者数 (参考)認定農業者数	3,011経営 (平成20年3月末) (11,951経営) (平成20年3月末) 3,338経営 (平成21年3月末) (13,506経営) (平成21年3月末)
			・基本構想水準達成者数を平成20年3月末から200経営増加 164%
担い手への農地利用集積の促進	農地利用集積の促進	担い手への農地利用集積率の増加	51.3% (平成20年3月末) 53.9% (平成21年3月末)
			・集積対象者に対する農地利用集積率を事業実施前年度末と比較して2.0%増加 130%
新規就農者の育成・確保	県農業大学校等再チャレンジ活用推進	離職就農者数の増加	定年就農者数：8名 新規就農者数：3名 (合計：11名) (平成21年3月末)
			・定年退職者等を対象とした研修教育課程修了者の定年就農者数8人 ・Uターン者等を対象とした研修教育課程修了者の新規就農者数3人 122%
○地域提案メニューの内容			
成果目標の具体的な実績			
・基本構想水準達成者数は計画時に比べ327経営増加し、3,338経営体となった。 基本構想水準到達者増加実績 327 基本構想水準到達者増加目標 200 ×100=164%			
・担い手への農地利用集積率は計画時に比べ2.6ポイント増加し53.9%となった。 利用集積率の増加実績 2.6% 利用集積率の増加目標 2.0% ×100=130%			
・研修教育課程修了者の内、定年就農者8名、新規就農者3名、合計11名が就農した。 研修教育課程修了者の就農実績 11人 計画時の就農予定者数 9人 ×100= 122%			

国による 点検評価
164%
130%
122%

事業実施地区数 (ア)	評価対象外地区数 (イ)	評価対象地区数 (ア)－(イ)	評価対象外の地区がある場合、 その代表的な理由	総合所見
5	0	5		・当該推進事業の実施等により、認定農業者や基本構想水準達成者の育成と担い手への農地集積がすすむとともに定年就農者等新たな就農者の確保が図られた。

(別紙様式2号別添)
別添2 都道府県内における推進事業取組実施状況一覧表

政策目的	政策目標	市町村名（または地区名）	事業実施主体	取組名	計画決定時		事業実施後（目標年度）		その他参考となる事項	事業費（円）	負担区分（円）				目標達成状況 B/A	事業主体等による評価結果	都道府県による点検評価結果（所見）
					成果目標（A）	事業内容（計画）	成果目標に対する 成果実績（B）	事業実績			交付金	都道府県費	市町村費	その他			
経営力の強化	担い手の育成・確保	—	新潟県	農薬飛散防止普及活動緊急支援	出荷停止日数0日	・技術検討会の開催 ・現地実証ほの設置 ・研修会の開催	出荷停止日数0日	・技術検討会の開催 14か所 ・現地実証ほの設置 15か所 ・有機栽培等実証調査 15か所 ・研修会の開催 14か所 ・情報収集活動の実施 14か所		10,000,000	10,000,000				—	農薬者に対して、農薬適正使用及び飛散防止技術について継続的に指導実施したことで、農薬者の意識向上が図られ成果に結びついた。	農薬者に対して、農薬適正使用及び飛散防止技術について継続的に指導実施したことで、農薬者の意識向上が図られ成果に結びついた。
	担い手への農地利用集積の促進	—	新潟県	新技術活用優良農地利用高度化支援	担い手への農地集積面積3,414ha増加	・検討会の開催 ・実証活動の実施 ・耕作放棄地解消プラン提案書の作成 ・情報提供の実施	担い手への農地集積面積4,419ha増加	・推進体制の整備・強化 13か所 ・検討会の開催 13か所 ・実証活動の実施 13か所 ・提案書の作成 13か所 ・技術・経営指導の実施 13か所		30,000,000	30,000,000				129.4%	耕作放棄が拡大している地域及び今後拡大が予想される地域において、新規作物の導入、農地の効率的利用や地域農薬を支える生産体制が構築され、担い手への農地集積面積が増加した。	耕作放棄が拡大している地域及び今後拡大が予想される地域において、新規作物の導入、農地の効率的利用や地域農薬を支える生産体制が構築され、担い手への農地集積面積が増加した。
		—	新潟県農薬会議	集落農地利用調整	水田経営所得安定対策の実施を踏まえ、集落農薬の法人化・組織化を推進するため、農薬委員会が行う農地利用調整活動に対する支援・指導を実施することで水田経営所得安定対策対象農地カバー率の過半の確保を図る。	・企画検討会の開催 ・農薬委員会に対する指導の実施 ・優良事例・活動事例調査の実施・事例集の作成・配布 ・優良事例相互研さん会の開催	水田経営所得安定対策の対象農地面積カバー率：49%	・企画検討会の開催（5月、10月、1月、3月） ・優良事例・活動事例調査の実施・事例集の作成・配布（3月、200部） ・優良事例相互研さん会の開催（8月、2月）		1,801,000	1,801,000				98%	水田経営所得安定対策（旧品目横断的経営安定対策）対象農地面積の49%確保と一定の効果がおり、今後も担い手に対する農地の利用集積の推進に向けた効果的な取組を指導する。	水田経営所得安定対策（旧品目横断的経営安定対策）対象農地面積の49%確保と一定の効果がおり、今後も担い手に対する農地の利用集積の推進に向けた効果的な取組を指導する。
		—	新潟県農薬会議	特定法人等農地利用調整緊急支援	特定法人への農地利用調整活動等農薬委員会の対応の検討と、参入事例等の情報を収集し提供活動を行うことにより、新潟県内の特定法人等（特区参入を含む）への20年3月現在の貸付面積合計177ヘクタールから21年3月の貸付合計面積を187ヘクタールへ拡大することで遊休農地の発生防止を図る。	・企画検討会の開催 ・優良事例調査の実施 ・事例集の作成・配布	平成21年3月において、新潟県内の特定法人等（特区参入を含む）への貸付面積合計が206ヘクタールとなった。	・企画検討会の開催（5月、10月、1月） ・優良事例・活動事例調査の実施（2事例・長岡市、十日町市） ・事例集の作成・配布（3月、1,100部）		634,000	634,000				290%	農薬委員会を対象に特定法人貸付事業の仕組みと農薬委員会系統組織の対応について周知が図られた。改正農地法により農薬生産法人以外の法人への貸借規制が緩和されたことから、改正農地法第3条第3項の円滑な運用に向け農薬委員会系統組織の対応の検討を進める。	農薬委員会を対象に特定法人貸付事業の仕組みと農薬委員会系統組織の対応について周知が図られ、特定法人等への貸付面積が29ヘクタール増加しており、事業実施による成果が認められた。
	新規就農者の育成・確保	—	新潟県	県農業大学校等再チャレンジ活用推進	定年退職者等を対象にした研修教育課程修了者の定年就農者数8人、UIターン者等を対象にした研修教育課程修了者の新規就農者数3人	・農業講座のカリキュラムの策定 ・開設・実習の指導員の設置 ・研修生の募集広告の作成	講座修了者の内、11人が就農	・農業講座のカリキュラムの策定数1 ・カリキュラム検討委員会の開催1回 ・講義実施回数17回 ・講義実習指導員の設置 専任講師1名 ・研修生の募集広告の作成2		3,173,000	3,173,000				122%	講座修了者のうち2人が法人就農、9人が農産物の生産・販売を開始し、講座運営が就農の一助となった。	講座修了者のうち2人が法人就農、9人が農産物の生産・販売を開始し、講座運営が就農の一助となった。
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,708,000	45,708,000				—	—	—

整備事業評価書

(都道府県名:新潟県)

政策目的	事業実施 地区数 ア	評価対象 外地区数 イ	評価対象 地区数 アイ	成果目標の平均達成率	都道府県による点検評価(所見)	国による点検評価
産地競争力の強化	1	0	1	114%	成果目標は達成された。今後とも労働時間の削減を促進し、生産性向上に向けた取組を支援する。	成果目標は達成されており、事業効果は十分発揮されたと 思われる。
経営力の強化	2	0	2	106.2%	全ての評価対象地区において、成果目標を達成しており、 今後とも、農地利用集積や運担化、組織の経営発展に向け た取組を促進するよう指導を行う。	設定した全ての成果目標を達成しており、事業効果は十分 発揮されたと思われる。
食品流通の合理化						

事業実施主体等取組評価報告書（産地競争力の強化を目的とした整備事業）

（都道府県名：新潟県）

市町村名	事業実施主体名	政策目的	取組の分類	作物等区分 (対象作物・畜種等名)	政策目標	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的な実績	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分（円）				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価
							計画時 (平成17年)	1年後 (平成18年)	2年後 (平成19年)	3年後 (平成20年)	目標値 (平成20年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他			
五泉市	赤羽探種組合	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	土地利用型作物（水稲稲子）	生産性向上	▼【水稲稲子】 (労働時間の削減) ▼事業実施地区において調製作業に係る労働時間の削減	1,270.5時間/年	988時間/年	1,265.7時間/年	735時間/年	800時間/年	114%	水稲稲子の調製作業労働時間が計画時に比べて535.5時間削減	稲子調製施設 (90ha、432t)	188,805,750	94,402,000	0	9,652,000	84,751,750	H18.10.13	優良稲子生産の取組による品質向上と稲子調製施設の導入等により、調製作業労働時間は目標値の800時間を下回る735時間となり、成果目標を達成した。	成果目標は達成された。今後とも労働時間の削減を促進し、生産性向上に向けた取組を支援する。

事業実施主体等取組評価報告書（経営力の強化を目的とした整備事業）

都道府県名	新潟県	報告年度	平成20年度
-------	-----	------	--------

事業実施年度	市町村名	地区名	整備事業の取組内容	成果目標	目標値		事業実施後の状況			達成率	事業費 (千円)	負担区分(千円)				点検結果及び講じようとする措置又は点検評価及び講じようとする指導
					計画時	目標年	1年度目	2年度目	3年度目			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
18	三条市	尾崎・泉地区	水田農業構造適立緊急対策	担い手農地利用集積面積	148.3ha	203.9ha	201.0ha	210.9ha	211.1ha	113%	131,552	62,643	0	12,528	58,380	成果目標を達成した。今後とも集積拡大に向けた取組を促進する。
				担い手農地利用集積に占める遊休化の形成がなされた面積	144.6ha	203.0ha	200.0ha	209.9ha	210.2ha	112%						成果目標を達成した。今後とも作業効率向上のため遊休農地の集積を促進する。
19	新発田市	下金塚	集落営農育成・確保緊急整備支援	水田経営所得安定対策の加入	0	1	1	1		100%	27,533	13,501	0	0	14,032	成果目標は達成した。今後とも組織の経営発展等を促進する。
				農用地利用集積率	73.5%	75.4%	75.4%	75.4%		100%						成果目標は達成した。今後とも組織への集積を促進する。

目標年度	平成20年度	第三者機関の開標年月日	平成21年7月10日	事業実施主体	①金塚生産組合 ②（農）尾崎・泉生産組合	整備施設等	①高生産性農業用機械 ②穀類乾燥調製施設
第三者機関によって客観した内容及び意見						第三者機関の意見を踏まえて都道府県が事業実施主体に対して指導した内容	
【客観内容】						特になし	
・各地区毎に成果目標に対する達成状況とこれまでの取組状況と事業効果の発現状況等の評価							
【主な意見】							
・全地区ともに年度成果目標又は事業で計画した成果目標を達成しており重点指導は要しない。							
・目標年度であった「尾崎・泉地区」「下金塚地区」は、成果目標を全て達成しており評価は終了							

- (注) 1 整備事業の取組内容の順に記入する。複数年の取組にあつては、事業開始年度の早い順に記入する。
2 事業実施年度欄は、複数年の取組にあつては、事業開始年度を記入する。
3 事業実施後の状況欄は、愛知県様式第2号別添3にある成果目標の達成プログラム欄の実績を記入する。また、事業費、負担区分欄も同別添3の内容を記入する。
4 点検結果及び講じようとする措置又は点検評価及び講じようとする指導欄は、点検評価に関する都道府県の所見及び要綱第8の2に基づき講じようとする指導の内容を記入する。